

長岡市告示第226号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市信濃リバーサイドパーク野外活動施設の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市市民野外活動施設条例（昭和62年長岡市条例第23号）第13条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

長岡市長 磯田達伸

1 供用期間

4月1日から11月20日まで

2 開場時間

ゲートボール場 日の出から日没まで

テニスコート 午前9時から日没まで

野外炊飯施設 午前9時から午後10時まで

多目的広場 日の出から午後10時まで

3 供用期間及び開場時間を定める期間

令和6年年4月1日から令和11年3月31日まで